

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年十一月二十九日開催の第二十一回総会において、出資一口の金額を減少することを決議し、現在の出資一口の金額十万円を一万二千円にすることとし、その方法として出資一口の金額十万円（全額払込済み）のうち八万八千円を切り捨て、一口一万二千円とすることにしたので、この減少に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨を申し出て下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により、公告します。

令和八年一月二十二日

千葉県木更津市中央一丁目三番三十一号

安心生活サポート協同組合

代表理事 隈元 雅博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少し十二億三千六百九十六万五千円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

<http://www.web-kokoku.jp/14361/14361.html>

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

巨大特定目的会社

取締役 福永 隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百七億九千三百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十八頁に掲載されています。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

LAO6JP特定目的会社

取締役 松澤 和浩

取得条項付新株予約権の一部取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権の一部を取得することにいたしましたので、会社法第二七三条第二項及び第三項並びに同法第二七四条第三項及び第四項の規定に基づき公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権

当社が発行済みの第三回、第四回、第五回、第八回、第九回及び第十回新株予約権のうち、発行後令和七年十二月三十一日までの間に当社又は当社の子会社の従業員の地位を喪失した者が有する新株予約権の全部

(一) 新株予約権の名称 アクセリード株式会社第三回新株予約権

取得する新株予約権の数 二六八個

(二) 新株予約権の名称 アクセリード株式会社第四回新株予約権

取得する新株予約権の数 三八四個

(三) 新株予約権の名称 アクセリード株式会社第五回新株予約権

取得する新株予約権の数 一二〇個

(四) 新株予約権の名称 アクセリード株式会社第八回新株予約権

取得する新株予約権の数 六〇三個

(五) 新株予約権の名称 アクセリード株式会社第九回新株予約権

取得する新株予約権の数 四〇〇個

(六) 新株予約権の名称 アクセリード株式会社第十回新株予約権

取得する新株予約権の数 五三五個

二、取得の日 令和七年二月六日

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズMORIタワー二階

アクセリード株式会社

代表取締役 池浦 義典

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除外します。

令和八年一月二十二日

東京都中央区日本橋本町四丁目四番一四号

長谷川香料株式会社

確定給付企業年金清算人 江波戸崇道

訂正公告

令和六年七月二十三日（号外第一七四号）掲載の決算公告（枠組）中、「~~（62.173）~~」とあるは、「~~（507.256）~~」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十二日

北海道恵庭市戸磯一九三番地八

エム・エス・ケー農業機械株式会社

代表取締役 高畑 年伸

訂正公告

令和八年一月十九日（号外第一一号）掲載の中田株式会社に係る解散公告中、「宮崎県宮崎市花ヶ島町二一四番地二」とあるは「宮崎県宮崎市南花ヶ島町二一四番地二」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十二日

坂 店

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）国土交通省告示第二百四十七号（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件）及びC L Tパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示（原稿誤り）

九四九 改正後欄 B 一二二〇 B 一二二〇

令和七年五月二十九日北海道開発局告示第五十六号（道路に関する件）

（原稿誤り）

六下 終りから

五 朱円東

朱円